

# 前回のくろまぐろ部会で出された 今後の配分に関する意見

項目①: 配分基礎

項目②: 都道府県配分の基準

項目③: 国の留保

項目④: 遊漁への対応

項目⑤: 未利用分の繰越ルール

項目⑥: 留保の配分において配慮すべき事項

項目⑦: 小型魚→大型魚の枠の振替

## 項目① 配分基礎(大臣管理区分と都道府県(沿岸漁業)への配分の考え方)

### 【現行(小型魚)】

WCPFCで合意された基準年(2002-04年)の平均漁獲実績の2分の1の数量を基本として、以下の処理を行ったものを令和6管理年度の基礎配分としている。

#### 1 大中型まき網漁業

(1) 上乗せなし

(2) ①他の区分に配分する原資となった数量、②留保へ拠出した数量、③大型魚へ振替えた数量の合計を削減

#### 2 かじき等流し網漁業

(1) ①大中型まき網漁業から得た数量を原資として配分された数量、②留保から配分された数量の合計を上乗せ

(2) 削減なし

#### 3 かつお・まぐろ漁業

(1) ①大中型まき網漁業から得た数量を原資として配分された数量、②留保から配分された数量の合計を上乗せ

(2) 大型魚へ振替えた数量を削減

#### 3 沿岸漁業

(1) ①大中型まき網漁業から得た数量を原資として配分された数量、②留保から配分された数量、③WCPFCの決定(大型魚15%増枠)を受けた配分の合計を上乗せ

(2) 削減なし。

## 項目① 配分基礎(大臣管理区分と都道府県(沿岸漁業)への配分の考え方)

### 【現行(大型魚)】

2015-16年の平均漁獲実績の数量を基本として、以下の処理を行ったものを令和6管理年度の基礎配分としている。

- 1 大中型まき網漁業
  - (1)①小型魚からの振替数量、②WCPFCの決定※を受けた配分の合計を上乗せ
  - (2)留保へ拠出した数量を削減
- 2 かじき等流し網漁業
  - (1)①留保から配分された数量、②WCPFCの決定※を受けた配分の合計を上乗せ
  - (2)削減なし
- 3 かつお・まぐろ漁業
  - (1)①小型魚からの振替数量、②留保から配分された数量、③WCPFCの決定※を受けた配分の合計を上乗せ
  - (2)削減なし
- 3 沿岸漁業
  - (1)①留保から配分された数量、②WCPFCの決定※を受けた配分の合計を上乗せ。
  - (2)削減なし。

※ ①大型魚15%増枠(2021年)、②振替倍率1.47が適用される小型魚→大型魚の枠の振替の導入(2021年)、③振替倍率が適用される小型魚枠の上限引き上げ(2023年;日本は10%から30%)

2

## 項目① 配分基礎(大臣管理区分と都道府県(沿岸漁業)への配分の考え方)

### <論点>

- 令和6管理年度の基礎配分のシェアを継続するか。
- 近年の平均漁獲実績のシェアとするか。
- 上記のいずれかを基本としつつ、枠管理の負担の大きい漁業等に対してどのように配慮するか。

### <意見>

- ・現在の配分基礎はWCPFCの基準年(2002-04年)の平均漁獲量を基本として作られたものであり、継続を希望。国際的な議論との関係で分かりやすい。
- ・考え方を見直して他のTAC資源で基本的に用いられる直近3か年の平均漁獲実績を基本とした方が、分布域や海洋環境の変化等の影響をある程度は反映しているという意味では望ましい。
- ・近年の実績を基本とした方が、消化率が悪いと将来的に割当量が減るため枠消化のインセンティブが働くので、漁獲枠の有効利用の観点からも望ましい。
- ・他のTAC資源で基本的に用いられている考え方を採用することは理解しやすく、一定の説得力もある。
- ・他のTAC資源で基本的に用いられている考え方を採用することについては考慮に値するものの、「沿岸漁業への配慮」の具体的な形を示してもらえないと判断ができない。
- ・かつお・まぐろ漁業については、直近3か年の平均漁獲実績を使う場合、他の管理区分と比べて低い配分数量だった年が含まれるので、配慮してほしい。
- ・魚価や経済効果についても配分数量の考え方に盛り込んでほしい。

3

## 項目② 都道府県配分の基準

### 【現行】

小型魚は自主管理開始以前の2010-12年の平均漁獲実績のシェア、大型魚は数量管理開始以前の直近3か年である2015-17年度の平均漁獲実績のシェアを基本として配分し、配分量が少ない都道府県に対しては以下の配慮を行っている。

- ① 数量がゼロになる都道府県に対しては、一定の数量(小型魚0.1トン、大型魚1トン)を上乗せ配分する。
- ② 大型魚について、数量が少ない都道府県に対しては、一定の数量を上乗せ配分する。

### <論点>

- 現行のシェアを継続するか。
- 近年の漁獲実績(利用可能な直近3か年の平均、管理開始後(2015年以降)の最大値等)のシェアとするか。
- 資源増に伴い混獲が増えている状況下で、配分量の少ない都道府県への配慮をどうするか。

### <意見>

- ・ 大臣管理区分と都道府県(全体)への配分の考え方が決まらないと検討ができない。

4

## 項目③ 国の留保

### 【現行】

- 小型魚、大型魚とも、100トン程度を日本の漁獲枠の超過リスク等に対応するために管理年度末まで国が保持する留保枠としている。
- このほか、
  - ① 前管理年度の未利用分について、国全体で繰り越す数量(17%が上限)と各大臣管理区分・各都道府県の繰越量(10%が上限)の合計との差分、
  - ② 同一の大臣許可漁業又は都道府県内での小型魚→大型魚の枠の振替の一部が国の留保に繰り入れられ、都道府県に追加配分されている。

### <論点>

- 小型魚、大型魚ともに日本の漁獲枠の超過リスク等に対応するために管理年度末まで国が保持する留保枠の数量を見直すか(項目④にも関係)。
- 国の留保に繰り入れるルールは現行どおりとするか(項目⑤、⑥、⑦にも関係)。

### <意見>

- ・ 「沿岸漁業」や「混獲回避に係る負担」といった配慮事項は配分の基準に盛り込むのではなく、国の留保からの配分の形に対応すべき。したがって、留保の数量は現在よりも増やすべき。
- ・ ある程度落ち着いたら留保の数量を減らしても良いが、今は時期尚早。
- ・ 遊漁も留保の内数であり、留保の数量を増やせば一定の配慮ができるのではないか。

5

## 項目④ 遊漁への対応

### 【現行】

小型魚は採捕禁止、大型魚は日本の漁獲枠の超過リスク等に対応するために管理年度末まで国が保持する留保枠100トン程度の内数(40トン)で対応している。

### <論点>

- 遊漁へ対応する数量を見直す必要があるか。
- 漁業と同様の管理区分を設ける必要があるか。

### <意見>

- 全体像の把握ができず、全国組織も存在していないクロマグロ遊漁に漁業と同様の管理区分を設けることはいかがか。
- 将来、遊漁にも管理区分が設定され、枠が配分される可能性があるということが、今後予定されているクロマグロ遊漁管理の高度化に遊漁者が参画するインセンティブとなることを期待する。
- 遊漁船業は都道府県知事の管理下にあるため、都道府県に配分した数量の中で遊漁に対応することを可能とする仕組みがあると良いのでは。

6

## 項目⑤ 未利用分の繰越ルール

### 【現行】

- 各大臣管理区分・各都道府県の繰越率は10%を上限とする。
- 前管理年度の未利用分について、日本全体の漁獲枠の繰越量(繰越上限17%)と各大臣管理区分・各都道府県の繰越量の合計との差分は国の留保に繰り入れる。

### <論点>

- 各大臣管理区分・各都道府県の繰越上限は現行どおり(10%)とするか。

### <意見>

- 特段意見なし。

7

## 項目⑥ 留保の配分において配慮すべき事項

### 【現行】

- 沿岸漁業、漁法の特性に起因する事項(混獲回避等)、資源評価に用いるデータの収集を留保の配分において配慮すべき事項としている。
- 未利用分の繰越しに係る留保を配分する際は、漁法の特性に起因する事項(混獲回避等)への配慮及び資源評価に用いるデータ収集への配慮を行うこととし、小型魚は沿岸漁業を、大型魚は沿岸漁業とかつお・まぐろ漁業を優先する必要がある。

### <論点>

○現行のルールは引き続き必要か。

### <意見>

- ・留保から沿岸漁業への配分については現行のルールを堅持してほしい。

8

## 項目⑦ 小型魚→大型魚の枠の振替

### 【現行】

- 枠の振替に適用される係数1.47倍のメリットを享受するため、国全体で振替量400トン以上を目指すこととし、実際に400トン以上を振替えている。
- 加えて、令和6管理年度は、適用上限の引き上げ(10%→30%)を受け、同一の大臣許可漁業または都道府県内での枠の振替を要望調査を踏まえて行った。  
その際、大臣許可漁業の振替に適用する倍率は1.2、都道府県の振替に適用する倍率は1.4とし、1.47との差分は一旦国の留保に繰り入れ都道府県に追加配分した。

### <論点>

- 大型魚50%増枠となる中で日本全体の振替量の目標(400トン以上)は引き続き必要か。
- 「同一の大臣許可漁業又は都道府県内での枠の振替」は現行の扱いを継続するか。

### <意見>

- ・来遊状況を見ながらでない判断できないのではないか。400トン以上を目指すとしつつ、要望に応じて振替えたら良いのではないか。
- ・(「同一の大臣許可漁業又は都道府県内での枠の振替」をいつでも簡便にできることを認めると、管理年度中に大型魚と小型魚の枠の交換が行われなくなり、限られた小型魚の枠が国全体で見ると有効に利用されなくおそれがあるとの事務局の説明に対して)近年の漁獲実績ベースで配分するのであれば枠消化のインセンティブは働くと思うので、ある程度自由な振替を認めてもいいのではないかと思う。バランス次第。

9